

# 平成20年度決算 財政健全化判断比率および 資金不足比率をお知らせします

平成十九年六月、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が成立し、新しい財政指標の公表が十九年度決算から義務付けられています。

この法律は、地方公共団体の財政健全化に関する比率の公表の制度を設け、財政健全化に役立てることを目的とするものです。

地方公共団体は、毎年度、四つの健全化判断比率①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率と簡易水道や集落排水などの公営企業ごとに資金不足比率を村監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならぬこととされています。

本村の財政指標は、次のとおりとなりますのでお知らせします。

●財政健全化判断比率

指標	鮫川村の指標	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	15%	20%
連結実質赤字比率	-	20%	40%
実質公債費比率	12.0%	25%	35%
将来負担比率	33.8%	350%	

●資金不足比率

会計名	鮫川村の指標	経営健全化基準
簡易水道事業特別会計	-	20%
集落排水事業特別会計	-	20%

●指標の説明

実質赤字比率	一般会計などの赤字の程度をあらわしたもので、財政運営の深刻度を示すもの
連結実質赤字比率	全ての会計を合算し、村全体としての赤字の程度を示すもの
実質公債費比率	その年度の借入金などの返済分の大きさをあらわしたもので、単年度の財政負担を示すもの
将来負担比率	借入金の残高や将来支払が見込まれる負債分の大きさをあらわしたもので、将来に残された負担を示すもの
資金不足比率	公営企業会計の資金不足の程度をあらわしたもので、経営状況を示すもの

## 財政健全化判断比率

### ①実質赤字比率

平成二十年度における決算では、該当となる会計の収支が黒字であったので、実質赤字比率は生じませんでした。

### ②連結実質赤字比率

平成二十年度における決算では全会計を合計した収支が黒字であったので、連結実質赤字比率は生じませんでした。

### ③実質公債費比率

平成二十年度の実質公債費比率は十二・〇％となり、十九年度の値(十二・〇％)より一・〇％改善されました。

### ④将来負担比率

平成二十年度の将来負担比率は三十三・八％となり、法律に定める早期健全化基準の三百五十％の範囲内となりました。

## 資金不足比率

### 簡易水道事業特別会計

簡易水道事業は、収支が黒字であったために資金不足比率は生じませんでした。

### 集落排水事業特別会計

集落排水事業は、収支が黒字であったために資金不足比率は生じませんでした。

# 農地の「無断転用」は 禁止されています

●問い合わせ 村農業委員会事務局 ☎ 49・3197

農地を農地以外の目的で利用する場合は、一定の手続き(許可・届出)が必要です。

自分の土地だから何に使ってもよいとは限りません。

## 農地転用Q&A

### ■農地転用とは？

農地転用とは、農地を農地でなくすること、すなわち農地を住宅用地や工場用地、駐車場、山林などの用地に転換することをいいます。

### ■なぜ許可が必要？

農地は、人々の生存に欠かせない食料の大切な生産基盤です。とくに、耕作面積が少ないうえに人口が多いわが国は、食料自給率も低く、優良な農地は大切に守っていく必要があります。このため、農地の転用には農地法で一定の規制がかけられています。

### ■対象となる農地は？

すべての農地(田・畑・採草放牧地)が転用許可の対象となります。地目が農地であれば、耕作がされていないくても農地性(農地として活用できる状態)がある限り農地として扱われます。また、地目が農地でなくても、肥培管理がされているれば農地とみなされます。

### ■一時的な転用は？

農地を一時的に資材置き場、作業員仮宿舎、砂利置き場などとして利用する場合も転用になり、許可が必要です。

### ■農業用施設用地として転用する場合は？

農業用施設用地として、温室、畜舎、たい肥舎、農機具倉庫など農業経営上必要な施設に転用する場合には、その面積は2アール未満であれば届け出、2アール以上

であれば許可が必要です。

### ■農地転用の手続きは？

農地転用には二つのケースがあります。(下表参照)

### ■許可なく転用したら？

無断転用は農地法違反ですので、農地などの権利取得の効力が生じないだけでなく、都道府県知事は工事の中止、原状回復命令などを行うことができます。これに従わない場合は、罰則(三年以下の懲役、または三百万円以下の罰金)が科せられます。

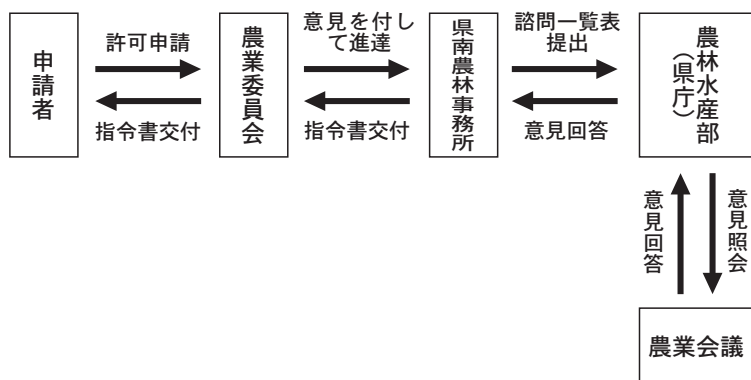
### ■農地転用の前に

農用地区域内の農地は原則として転用が認められず、転用する場合は、農用地区域からの除外手続きをしたうえで、転用申請を行う必要があります。

転用する農地が農用地区域内にあるかどうかの確認、除外申請については、村農林課にご相談ください。

農地の転用をお考えの方は、地区担当の農業委員または村農業委員会事務局でご相談ください。

## ■農地転用の手続きの流れ(知事許可の場合)



## ■農地転用のケース

農地法	転用のケース	許可申請者
第4条	自分の所有する農地を転用する場合	所有者(耕作者)
第5条	事業者が農地を買ったり、借りたりして転用する場合	売主(貸主)・買主(借主)

※許可権者：4 haまでは都道府県知事、4 haを超える場合は農林水産大臣